

別紙1 対価の構成と支払い方法並びに改定方法

1. 対価の構成

本事業において公営企業局が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
維持管理・運營業務に係る対価	①維持管理業務 ②運營業務 ③その他上記項目の関連業務を含む

2. 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価(サービス購入料 A)

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価(サービス購入料 A)	①設計段階に係る業務費用 ②建設段階に係る業務費用 ③その他費用(工事中金利、設計・建設業務に係る保険料等)	■設計・建設業務に係る対価 =左欄支払の対象となる費用の合計

(2) 維持管理・運營業務に係る対価(サービス購入料 B)

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
固定費相当分 (サービス購入料 B-1)	■固定費(各年度平準) ①人件費 ②維持管理費(修繕費を除く) ③その他費用(特別目的会社運営費等)	■各支払期の支払金額 =左欄支払の対象となる費用の合計 金額 ÷ 支払回数(4回×19年+2回×1年)
変動費相当分 (サービス購入料 B-2)	■変動費 ①公営企業局が分岐供給するユーティリティ類(電力、上水)の費用(基本料金相当分を除く) ②燃料費(消化ガスを除く) ③薬品費 ④その他費用(脱水汚泥の実処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる)	■各支払期の支払金額 =各支払期の脱水汚泥の実処理量(wet-t) × 提案単価(円/wet-t)
修繕費相当分 (サービス購入料 B-3)	■固定費(各年度変動有) ①修繕費	■修繕費は、維持管理・運営期間にわたって、事業者の計画する業務内容に従って実施された実績に基づき、四半期に1回支払う。ただし、事業提案書に示された金額を、維持管理・運営期間全体で超過することは認めない。

3. 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

支払い方法は、建設工事請負契約書による。

1) 出来高予定額について

建設工事請負契約書による。

2) 前払金及び部分払について

建設工事請負契約書(案)に記載のとおり。

(2) 維持管理・運營業務に係る対価

ア 支払回数

サービス購入料 B-1 : 78 回(19.5 年間×年 4 回)

サービス購入料 B-2 : 78 回(19.5 年間×年 4 回)

サービス購入料 B-3 : 78 回(19.5 年間×年 4 回)

イ 公営企業局は、固形燃料化施設の引渡しを受けた後、維持管理・運営委託契約書の規定に従い、四半期分の月間維持管理・運營業務報告書及びセルフモニタリング報告書を受領した後、確認を行い、内容に不備がないことを確認した旨を事業者に通知する。事業者は、当該通知を受けた後、公営企業局へ直前の四半期に相当するサービス購入料 B-1、サービス購入料 B-2 及びサービス購入料 B-3 に係る請求書を提出する。公営企業局は、事業者からの請求書を受領後、30 日以内に、事業者が指定する金融機関へ、サービス購入料 B-1、サービス購入料 B-2 及びサービス購入料 B-3 を支払う。

4. 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

2) 維持管理・運營業務に係る対価

維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると公営企業局が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	費用項目	指標
維持管理・運營業務に係る対価 (サービス購入料 B-1)	①人件費 ②維持管理費(修繕費を除く) ③その他費用(特別目的会社運営費等)	消費税を除く企業向けサービス価格指数 > 下水道・廃棄物処理 > 下水道(日本銀行調査統計局)
維持管理・運營業務に係る対価 (サービス購入料 B-2)	①公営企業局が分岐供給するユーティリティ類(電力、上水)の費用(基本料金相当分を除く)	各供給事業者等と公営企業局の需給契約が変更等された場合、公営企業局と事業者が当該変更内容をもとに協議し、公営企業局が変更等を決定する。
	②燃料費(消化ガスを除く)	消費税を除く国内企業物価指数 > 石油・石炭製品(日本銀行調査統計局)
	③薬品費	消費税を除く国内企業物価指数 > 化学製品(日本銀行調査統計局)
	④その他費用(脱水汚泥の実処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる)	消費税を除く企業向けサービス価格指数 > 下水道・廃棄物処理 > 下水道(日本銀行調査統計局)
維持管理・運營業務に係る対価 (サービス購入料 B-3)	①修繕費	消費税を除く国内企業物価指数 > はん用機器(日本銀行調査統計局)

※消費税率の変更があった場合には、その影響を除外して計算することとする。

(2) 改定の条件

第1回支払(令和7年10～12月)以降の維持管理・運營業務に係る対価の支払額については、原則として年1回改定を行うものとする。

毎年、10月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)に基づき見直しを行い、翌年度の維持管理・運營業務に係る対価を確定する。改定された維持管理・運營業務に係る対価は、改定年度の第1支払期(6月末)以降の支払に反映させる。

(3) 改定の計算方法

1) 算定式

維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は毎年当該指標について改定の要不要を確認し、公営企業局へ書面で報告を行うこと。

ア 各費用項目の増減率、増減額の算定

増減率の算定は、対価の費用項目別に、以下の式から算定する。

$$\text{増減率}(\alpha) = \left(\frac{\text{改定時の最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)}}{\text{前回改定時の指標(直近12ヶ月分の平均値)}} - 1 \right) \times 100$$

※当該指標については上記(1) 2)に示すとおりである。

※第1回支払(令和7年10~12月)の改定については、「前回改定時の指標(直近12ヶ月分の平均値)」は、「基本契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)」、「改定時の最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)」は「令和7年10月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)」とする。

※当該増減率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

増減額の算定は、サービス購入料の費用項目別に、以下の式から算定する。

$$\text{増減額}(Y_n) = X_n \times (1 + \alpha / 100)$$

Y_n : 当該年度の翌年度以降の物価変動考慮後の費用項目別費用(税抜)

X_n : 当該年度の翌年度以降の物価変動考慮前の費用項目別費用(税抜)

※ X_n のうち変動費は、予定処理量に基づく金額とする。

※ Y_n は、1円未満切り捨てとする。

イ 改定の判定

サービス購入料の改定は、区分別の費用の増減から、改定率(β)を算出し、判定を行う。具体的には、以下の式から算出した改定率(β)が±1.5%を超える場合に、改定を行うものとする。

$$\text{改定率}(\beta) = (Y - X) / X$$

X : X_n の区分別合計

Y : Y_n の区分別合計

ウ 増減額の算定

イにより、改定率(β)が±1.5%を超える場合には、以下の式に基づき、増減額を算定するものとする。

○改定率(β)が正の場合

$$\text{増加額}(S+) = [Y - X - (X \times 15/1,000)]$$

$S+$: 本改定における区分別の増加額

X : X_n の区分別合計

Y : Y_n の区分別合計

○改定率(β)が負の場合

$$\text{減少額}(S-) = [Y - X + (X \times 15/1,000)]$$

S- : 本改定における区分別の減少額

X : X_n の区分別合計

Y : Y_n の区分別合計

2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

維持管理・運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、公営企業局の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、公営企業局が改定内容にあわせて負担する。

5. 脱水汚泥の変動による改定

本施設において固形燃料化処理する脱水汚泥量が、要求水準書で示す計画年間最大処理量(25,258 t-WET/年)及び最小年間供給量(20,000 t-WET/年)の範囲を満たさない場合、または脱水汚泥性状が、要求水準書で示す変動幅の範囲を満たさない場合は、変動事由に応じて、変動費単価の見直し等を協議する。

なお、この場合において見直しの対象となるのは、維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料 B)のうち、変動費相当分(サービス購入料 B-2)とする。

別紙2 事業者が公営企業局へ支払うユーティリティ費用等の算定方法

事業者は、公営企業局より供給を受ける以下のユーティリティ費用等の算定方法は以下のとおりとする。

1. 算定方法

(1) 電力料金

事業者は、次の式により算定する電力料金を、公営企業局に支払う。

$$\text{月額電力料金(円)} = \text{月額電力使用量(kWh/月)} \times \text{電力料金単価(円/kWh)}$$

※電力料金単価には、基本料金分は含まず、公営企業局から指示された単価を用いる。

※円未満の端数は切り捨てる。

(2) 水道(上水)料金

事業者は、次の式により算定する水道料金を、公営企業局に支払う。

$$\text{月額水道料金(円)} = \text{月額水道使用量(m}^3\text{/月)} \times \text{水道料金単価(円/m}^3\text{)}$$

※水道料金単価には、基本料金分は含まず、公営企業局から指示された単価を用いる。

※円未満の端数は切り捨てる。

(3) 固形燃料化物買取料

事業者は、次の式により算定する固形燃料化物の買取に係る費用を、公営企業局に支払う。

$$\text{月額固形燃料化物買取料(円)} = \text{月間固形燃料化物製造量(t/月)} \times \text{買取単価(円/t)}$$

※月間固形燃料化物製造量は、要求水準書に定めた計量機器で計測した量とし、10 キログラム単位(10 キログラム未満は切り捨て)とする。

※買取単価は事業提案書に記載された単価とし、1t当たり 100 円以上(消費税及び地方消費税相当額を除く)とする。

※円未満の端数は切り捨てる。

(4) 未利用用地使用料

事業者は、次の式により算定する未利用用地使用料を、公営企業局に支払う。

$$\text{未利用用地使用料(円)} = \text{使用面積(m}^2\text{)} \times \text{使用料(円/m}^2\text{)} \times 4/100$$

※使用料を年単位で定めるものの使用期間が 1 年に満たないときは、年額の 12 分の 1 に相当する金額を 1 月の使用料として算定する。

※使用期間が 1 月未満であるとき又は使用期間に 1 月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は 1 月として計算する。

※使用面積が 1 m²未満であるとき又は使用面積に 1 m²未満の端数があるときは、その使用面積又は端数の面積は 1 m²として計算する。

※使用料の算定額が 100 円未満のとき又はその算定額に 100 円未満の端数が生じたときは、その

100 円未満の額又は端数の額は 100 円に切り上げる。
 ※その他詳細は、松山市公営企業局固定資産管理規定に基づくものとする。

2. ユーティリティ費用等の基準額

事業者が公営企業局に支払うユーティリティ費用等の基準額は以下に示すとおりとする。これらの基準額は、4.物価変動等による改定に基づき、必要に応じて見直しを行う。

項目	費用算定基準	備考
電力 (月額)	高圧B季節型別時間帯別電力Ⅱ型 11.59 円/kwh(税抜)	令和 2 年度実績からの 平均値
上水 (月額)	「メーター口径 25 ミリメートル以上」の 従量料金(一般用)	松山市ホームページ (上下水道サービス課)※
未利用用地使用料 (年額)	12, 264 円/㎡	令和 3 年度仮評価額
固形燃料化物買取料 (月額)	()円/t	事業提案による

※消費税及び地方消費税込みの金額のため注意すること。

3. 支払いの時期

事業者は、公営企業局が請求する当該月分の上記1. (1) (2) (3)の費用を、公営企業局の指示に従い毎月支払い、1. (4)の費用を、公営企業局の指示に従い毎年度当初に支払う。

4. 物価変動等による改定

(1) 電力料金、水道(上水)料金

各供給事業者等と公営企業局の需給契約が変更等された場合、公営企業局と事業者が当該変更内容をもとに協議し、公営企業局が変更等を決定する。

(2) 固形燃料化物買取料

1) 指標

固形燃料化物の価格の改定に用いる指標は、以下のとおりとする。

費用項目	改定率として用いる指標
石炭製品	消費税を除く国内企業物価指数 > 石油・石炭製品 > 石炭製品(日本銀行調査統計局)

2) 見直し時期

固形燃料化物の価格については、原則として年 1 回改定を行うものとする。

毎年、10 月 1 日時点で公表されている最新の指標(直近 12 ヶ月分の平均値)に基づき見直しを行い、翌年度の価格を確定する。

3) 算定式

固形燃料化物の価格については、次式に従い見直しを行う。事業者は、改定率の各指標について調べ、価格の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年公営企業局へ書面により提出すること。

$$Y = X \times (1 + \alpha / 100)$$

Y : 改定後の固形燃料化物の価格(税抜)

X : 前回改定後の固形燃料化物の価格(税抜、第1回目の改定が行われるまでは、固形燃料化物売買契約書に示された当該費用)

$$\alpha : \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時の最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)}}{\text{前回改定時の指標(直近12ヶ月分の平均値)}} - 1 \right) \times 100$$

※改定率(α)が ± 1.5 以上の場合に、改定を行うものとする。

※当該指標については上記1)に示すとおりである。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4) 例外的な見直し方法の採用

3)による見直し方法が適当でないと公営企業局が認めた場合は、公営企業局と事業者が協議のうえで別途見直し方法を定めるものとする。

(3) 未利用用地使用料

許可期間は1年毎(4月～翌年3月)として、更新時期の一月前にその年の仮評価額を基にし、公営企業局が変更等を決定する。

別紙3 モニタリング実施要領及びペナルティ等

1. モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

公営企業局は事業期間中、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書及び事業提案書で定める水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

公営企業局と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して本事業を履行する必要があることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス購入料の減額を目的とするものではなく、公営企業局と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、固形燃料化施設の性能を十分に発揮し、要求水準等を保つために実施するものである。

(2) 実施時期

1) 設計・建設段階

公営企業局は、事業者が実施する設計・建設業務が、要求水準書及び事業提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2) 維持管理・運営段階

公営企業局は、事業者の実施する維持管理・運營業務が、要求水準書及び事業提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。また、事業者(特別目的会社)の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

3) 事業終了時

公営企業局は、事業期間の終了時において、固形燃料化施設等の状態が要求水準書及び事業提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(3) モニタリングの費用負担

公営企業局が実施するモニタリングに係る費用は公営企業局が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び書類作成等に係る費用は事業者が負担する。

2. 設計・建設段階のモニタリング

(1) 設計業務に関するモニタリング

1) 設計業務着手時

事業者は、設計の着手にあたって、実施体制、工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書に加え、要求水準書 第3章 3-5(1)に示すセルフモニタリング計画書を公営企業局に提出する。公営企業局は、その内容について確認を行う。

2) 設計業務期間中

公営企業局は設計業務に関し、当該設計業務に係る期間中に随時、事業者に事前に通知したうえで、業務計画書、建設工事請負契約書、入札説明書等又は事業提案書に従って設計業務が行われていることを確認するため、事業者に対して設計業務について中間確認を求めることができる。この場合事業者は、中間確認の実施において、必要な説明及び報告を行うなどの協力を行うこと。

3) 設計業務完了時

事業者は、設計業務完了時には、以下に示す実施設計図書を公営企業局に提出すること。公営

企業局は、完成検査を実施する。

図書名	様式	部数
① 設計図	任意 (電子データ含む)	2部
② 各種計算書(耐震計算書及び構造計算書を含む)		
③ 設計説明図書		
④ 仕様書		
⑤ 鳥観図		
⑥ 各種調査資料		
⑦ 数量計算書		
⑧ セルフモニタリング報告書		
⑨ その他公営企業局が指示する図書		
⑩ 施設概要説明資料(フローパネル含む)	A0	2部

(2) 建設業務に関するモニタリング

1) 建設業務着手時

事業者は、公営企業局と協議のうえ、工事の着手前に次の事項を記載した施工計画書を作成し、公営企業局に提出する。公営企業局はその内容について確認を行う。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表(協力関連会社一覧表を含む。)
- ④ 主要機器
- ⑤ 主要資材
- ⑥ 施工方法(主要機械、仮設計画、搬入計画、切替計画、施工ヤード等を含む。)
- ⑦ 施工管理計画
- ⑧ 安全管理
- ⑨ 緊急時の連絡体制及び対応
- ⑩ 交通管理
- ⑪ 環境対策
- ⑫ 現場作業環境の整備
- ⑬ 官公庁等への届出等の一覧
- ⑭ 再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他公営企業局が指示する書類

2) 建設業務期間中

- ア 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、監理業務報告書(管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他公営企業局が求める内容を含む)を作成し、工事の状況について公営企業局に報告すること。公営企業局は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、事業提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には、改善措置等を求める。
- イ 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、公営企業局に提出する。公営企業局はその内容について確認を行う。また、事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、公営企業局に運転日報を提出し、総合試運転、性能試

験それぞれの終了後、公営企業局に試運転報告書、性能試験報告書を提出する。公営企業局はその内容について確認を行う。

3) 出来高報告

事業者は、各事業年度終了時に出来高報告書を作成し、公営企業局に提出する。公営企業局はその内容について確認を行う。

4) 工事完成時

事業者は、工事の完成時に、以下に示す完成図書を公営企業局に提出すること。公営企業局は、完成検査を実施する。事業者は完成検査を受検のため、松山市ホームページ(技術管理課)及び監督員の指示により、技術管理資料1部を作成すること。

図書名	様式	部数
① 工事完成図	任意 (電子データ含む)	2部
② 取扱説明書		
③ 検査試験成績表		
④ 施工管理記録		
⑤ 官庁手続き書類		
⑥ セルフモニタリング報告書		
⑦ その他公営企業局が指示する図書		

(3) 要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

1) 改善勧告

ア 業務改善計画書の確認

公営企業局は、モニタリングの結果、設計・建設業務が要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう勧告し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は、定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を公営企業局に提出し、承諾を得る。

なお、公営企業局は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容と認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

イ 改善措置の確認

事業者は、公営企業局の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、その結果を業務改善報告書にとりまとめ、公営企業局に報告する。

公営企業局は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合には、再度の改善勧告を行うことができる。

2) 契約の解除

公営企業局は、上記イの再度の改善勧告を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合には、特定事業契約を解除することができる。

3. 維持管理・運営段階のモニタリング

(1) モニタリングの方法

公営企業局は、事業者が提供するサービスに対し、次のモニタリングを実施する。ただし、公営企業局が事業者に対して行うモニタリングは、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、モニタリング方法についての詳細は、維持管理・運営委託契約締結後に決定する。

1) モニタリングに係る提出書類

ア 全体の維持管理・運營業務計画書等の提出

事業者は、工事完了の 30 日前までに、要求水準書 第 3 章 3-1(1)に示す維持管理・運營業務全体計画書(運転マニュアルを含む)、同(2)に示す修繕計画書、同 3-3(1)に示すセルフモニタリング計画書を公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。なお、事業者は維持管理・運營業務全体計画書において、要求水準書に定める改善基準及び停止基準の判断方法を、公営企業局と協議の上で明らかにすること。

イ 年間維持管理・運營業務計画書の提出

事業者は、毎年度の開始の 30 日前までに、要求水準書 第 3 章 3-1(3)に示す年間維持管理・運營業務計画書を公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。

ウ 月間維持管理・運營業務計画書の提出

事業者は、毎月の開始 1 週間前までに、要求水準書 第 3 章 3-1(4)に示す月間維持管理・運營業務計画書を公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。

エ 年間維持管理・運營業務報告書の提出

事業者は、要求水準書 第 3 章 3-2 に示す事項等を記載した年間維持管理・運營業務報告書を、当該年度の翌年度 4 月末日までに公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。

オ セルフモニタリング報告書の提出

事業者は、要求水準書 第 3 章 3-3(2)に示すセルフモニタリング報告書を、当該四半期最終月の翌月 10 日までに公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。

カ 月間維持管理・運營業務報告書の提出

事業者は、要求水準書 第 3 章 3-2 に示す事項等を記載した月間維持管理・運營業務報告書を、当該月の翌月 10 日までに公営企業局へ提出し、公営企業局の確認を受ける。

キ 財務書類の提出

事業者は、維持管理・運営委託契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から 3 ヶ月以内に、会社法(平成 17 年法律 86 号)に従った会計監査人及び監査役による監査済みの特別目的会社に係る計算書類等(同法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)を公営企業局に提出し、公営企業局の確認を受ける。

2) モニタリングの実施内容

ア 定期モニタリング

公営企業局は、事業者が提出する各種維持管理・運營業務報告書等に基づき、定期モニタリングを行う。

イ 随時モニタリング

- (ア) 公営企業局は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、直接、各業務の遂行状況を確認する。
- (イ) 公営企業局は事業者に対し、説明要求及び立会いの実施を理由として、固形燃料化施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(2) 要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

公営企業局は、モニタリングの結果、維持管理・運営業務が要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合、次の手続きに従って措置を行う。

1) 業務の改善についての措置

ア 改善勧告(1回目)

公営企業局は、モニタリングの結果から、事業者の業務の内容が要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう、第1回目の改善勧告を行うものとする。事業者は、公営企業局から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について公営企業局と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を公営企業局に提出し、承諾を得るものとする。また、改善完了時には、その結果を業務改善報告書にとりまとめ、公営企業局に提出する。

イ 改善の確認

公営企業局は、事業者からの業務改善報告書の提出又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認する。

ウ 改善勧告(2回目)

上記アにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと公営企業局が判断した場合、公営企業局は、事業者に対し第2回目の改善勧告を行うとともに、再度業務改善計画書の提出要求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。なお、2回目の改善勧告以降の対応については、公営企業局はその内容を、公営企業局ホームページ上で公表する場合がある。

エ 業務責任者又は維持管理・運営企業の変更

上記ウの手続きを経ても、第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと公営企業局が判断した場合、公営企業局は当該業務を担当している業務責任者の変更又は当該業務を担当している維持管理・運営企業の変更を事業者に要求することができる。

オ 契約の解除

公営企業局は、上記エの業務責任者の変更等の手続きを取った後、最長60日を経て改善効果が認められないと判断した場合、公営企業局が維持管理・運営委託契約の継続を希望しない時には、契約を解除することができる。

2) 維持管理・運営業務に係るサービス購入料の減額等の措置

ア 維持管理・運営業務に係るサービス購入料の減額の対象

維持管理・運営業務に係るサービス購入料については、業務実施の状況により次表に示す減額措置を行うものとする。なお、減額の対象となる維持管理・運営業務に係るサービス購入料は、サービス購入料B-1、B-2¹及びB-3とする。

また、ケース1及びケース2は同時に発生しない。

¹ 各支払期の脱水汚泥の実処理量に基づく金額とし、脱水汚泥を受入れできなかった等により処理できなかった処理量を除く

ケース	減額事由	減額措置
ケース1	脱水汚泥を全量受入れできない場合	下記イに従い減額
ケース2	要求水準及び事業提案未達成の場合	下記ウに従い減額

イ 脱水汚泥を全量受入れできない場合の措置(ケース1)

公営企業局は、上記アに示すケース1の場合、受入れできなかった脱水汚泥の年間累積量(以下、「年間受入不能量」という。)に応じて、下式のとおり減額するものとする。ただし、公営企業局が示す計画年間最大処理量を上回る脱水汚泥が発生した場合には、計画年間最大処理量超過分は、年間受入不能量から減じるものとする。また、ケース1の状態の発生について、事業者の責によらないと公営企業局が認めた場合には、年間受入不能量に加えないものとする。

なお、事業者が脱水汚泥を受入れできないことによって生じる外部搬出等の費用は、本措置とは別に事業者が負担するものとする(計画年間最大処理量の超過など、事業者の責によらないと公営企業局が認めた場合を除く)。

$$\text{減額金額} = (\text{サービス購入料 B-1,B-2,B-3}) \times \frac{\text{年間受入不能量(t-wet/年)}}{\text{年間発生汚泥量(t-wet/年)}}$$

※年間発生汚泥量は、本事業の対象である中央浄化センター、西部浄化センター、北部浄化センター、北条浄化センターから発生する脱水汚泥の合計とする。

※ケース1の減額金額の算定及びそれに応じた減額等の措置は、年度ごとで行うものとする。なお、初年度は、令和7年10月1日から令和8年3月末日までの期間とする。

ウ 要求水準及び事業提案未達成の場合の措置(ケース2)

公営企業局は、ケース1を除く、維持管理・運営内容についての要求水準及び事業提案の未達成(以下「未達状況」という。)が確認された場合、次の方法により維持管理・運營業務に係るサービス購入料の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状況の発生が事業者の責によらないと公営企業局が認めた場合は、この限りでない。

(ア) レベルの認定

未達状況のレベルの基準は次のとおりとするが、具体的な判断は公営企業局が適宜行う。

レベル1	本事業及び西部浄化センターの水処理施設等の運営に軽微な支障を及ぼした場合等
レベル2	本事業及び西部浄化センターの水処理施設等の運営に重大な支障を及ぼした場合等
レベル3	公営企業局の承諾なく、維持管理・運営委託契約書等に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

レベル	事象の例
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 業務書類の作成や報告の不備 公営企業局及び関係者への連絡不備 セルフモニタリングが計画通りに行われなかった場合 故障等による施設・設備の短期間の機能停止 その他、上記と同等の軽微な要求水準未達
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量・削減量が、事業提案の水準を満たさない場合^{※2} 臭気対策が、事業提案で示された内容を満足していない場合

	<ul style="list-style-type: none"> • 水処理施設への排水量が、事業提案の水準を満たさない場合※2 • ユーティリティ使用量が、事業提案の水準を満たさない場合※2 • 公害防止基準・環境対策が、事業提案で示された内容を満足していない場合 • 設備等の点検未実施や不具合及び故障等の放置 • 不衛生状態を放置した場合 • 長期にわたり報告がない場合 • 維持管理・運營業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行 • 維持管理・運營業務におけるミスの頻発 • レベル 1 に該当する場合で、複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合 • その他、レベル 1、3 を除く全ての未達状況の発生
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> • 受入れた脱水汚泥の汚泥有効利用率が、事業提案の水準より低い場合※1 • 公営企業局への虚偽の報告(故意及び重過失) • 公営企業局に承諾を得ることなく、固形燃料化物が契約内容と異なる方法で処理や有効利用されている場合 • 固形燃料化物や副生成物の不法投棄やその他違法行為 • レベル 2 に該当する場合で、複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合等 • その他、上記と同等以上の重大な未達状況の発生

※1 汚泥有効利用率の母数は、年間最大処理量ではなく、実際の脱水汚泥受入量に基づき算定する。

$$\text{汚泥有効利用率} = (\text{年間脱水汚泥受入量} - \text{場外処分量}) / \text{年間脱水汚泥受入量} \times 100$$

- 事業者において脱水汚泥の有効利用を行う場合は、場外処分量に含めない。
- 場外処分量には、副生成物は含まない。

※2 事業者は、脱水汚泥の処理量に応じた排出(水)量・削減量、使用量が、事業提案の水準を満たしていることを、セルフモニタリング報告書において合理的な根拠資料とともに示すこと。

(イ) ペナルティポイントの算定

公営企業局は、上記(ア)のレベルに応じて、次のとおり減額ポイントを算定する。

- 第 1 回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第 1 回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第 1 日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。ただし、上記(ア)に述べるレベル 3 の未達状況の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第 1 回目の改善期限までのペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。
- ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について 1 日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、改善の遅延が事業者の責によらないと公営企業局が認めた場合は、公営企業局はペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル 1	各事象につき 1 日 2.5 ポイント
レベル 2	各事象につき 1 日 7.5 ポイント
レベル 3	各事象につき 1 日 10 ポイント

(ウ) 維持管理・運營業務に係るサービス購入料の減額

各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、維持管理・運営業務に係るサービス購入料の減額等の措置を行うこととする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は四半期で行うものとし、翌四半期にはペナルティポイントは持ち越さない。ただし、レベル 3 のうち、「受入れた脱水汚泥の固形燃料化率が、事業提案の水準より低い場合」については、年度毎の判断とし、低水準となった場合には、当該年度の第四半期に 40 ポイントを付与する。また、公営企業局はその内容を、公営企業局ホームページ上で公表する場合がある。

また、公営企業局は、減額後の維持管理・運営業務に係るサービス購入料の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

支払対象期間(3ヶ月間)の 累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 未満	減額なし
10.0 以上 50.0 未満	当該支払期のサービス 購入料 B-1 から B-3 まで $\times \frac{1}{4,000}$ \times ペナルティポイント数
50 以上	当該支払期のサービス 購入料 B-1 から B-3 まで $\times \frac{1}{2,000}$ \times ペナルティポイント数

4. 事業終了時のモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 事業終了時には、原則として契約終了日の 6ヶ月前から 1ヶ月前までの間に、公営企業局及び事業者は、双方立合いのもと、固形燃料化施設の次の機能等について確認を行う。

(ア) 固形燃料化施設を継続して使用することに支障のない状態であること。

(イ) 固形燃料化施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続した運転管理に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。

イ 事業者は、前項の機能確認完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から 10 日以内に公営企業局へ提出すること。

(2) 要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、固形燃料化施設の状態が要求水準を満たしていないと公営企業局が判断した場合には、事業者に対して直ちに適切な措置を行うよう要求することができる。事業者は、直ちに措置を実施し、公営企業局の確認を受けなければならない。

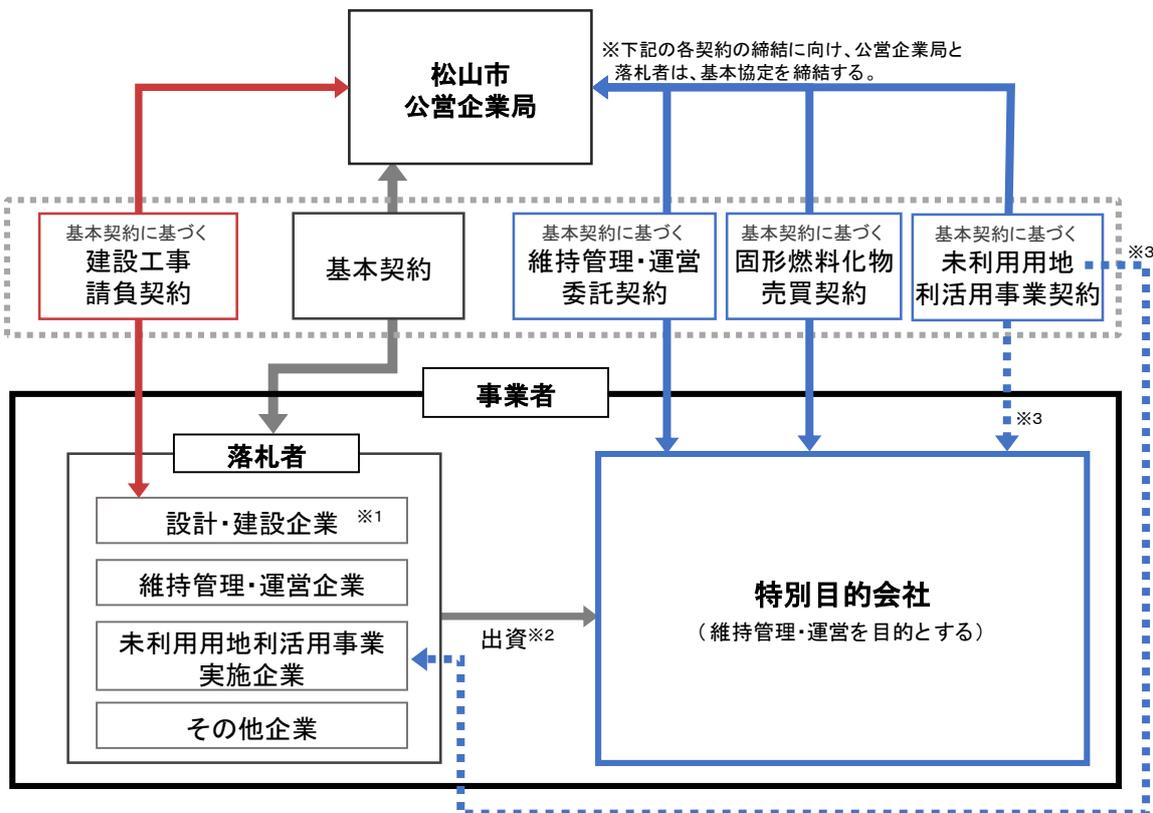
事業者が措置を行わなかった場合又は事業者の行った修繕では、要求水準書等に定められた水準を満たさなかった場合、公営企業局はサービス購入料の支払を留保することができる。

5. サービス購入料の返還

サービス購入料支払後に、月報、年報への虚偽の記載を含む、公営企業局への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス購入料が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべきサービス購入料に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス購入料を公営企業局が事業者に支払った日から、公営企業局に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 25 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(1 年を 365 日とする日割計算とする。)で計算した額の違約金を付すものとする。

別紙4 事業スキーム図



※1 建設JVを形成する場合、公営企業局と建設JVが建設工事請負契約を締結する。

※2 落札者のうち、以下の企業は、特別目的会社に必ず出資を行うこと。

- ・設計・建設企業(建設JVの代表企業)
- ・維持管理・運営企業のうち、最大業務範囲実施者

※3 未利用土地利用事業は、未利用土地利用事業実施企業による実施のほか、①維持管理・運営を目的とする特別目的会社の実施、②別の特別目的会社を設立した実施も妨げない。

ただし、①②の場合は、未利用土地利用事業実施企業がそれぞれの特別目的会社へ出資すること。